

よくあるご質問（FAQ）

入居者応募に関してよくいただく質問をまとめました。 ※2024年1月

Q：現在会社を経営していて、別法人を立ち上げる予定です。入居の対象になりますか？

A：対象になります。なお、法人設立から5年以上経過している第二創業の場合は対象外となります。

Q：現在個人事業主で、今後法人登記を検討しています。入居の対象になりますか？

A：創業5年未満でしたら対象になります。

Q：会社勤めを続けながら、副業として創業を考えています。入居の対象になりますか？

A：対象になります。

Q：事前にオフィスの内覧はできますか？

A：イデタチ東京ホームページ「お問い合わせ」フォームから内覧希望の旨、ご連絡ください。

Q：1席を複数人で共同利用することはできますか？

A：1事業者で1席を固定で利用していただけます。1事業者に複数人の社員がいらっしゃる場合は、皆様でお使いいただけますが、別の事業者同士で共同利用することはできません。

Q：審査はどのような観点でされますか？

A：「意欲・入居動機」「事業内容」「目標の明確性・実現性」等を踏まえ、総合的に判断しています。

Q：シェアオフィスは、どのように使用している人が多いですか？

A：自身で製作する方は自宅等にアトリエがある方もいらっしゃいますし、企画や工場への発注含め、一連の作業をシェアオフィスで行っている方もいらっしゃいます。在庫は別の場所に保管している方等、さまざまです。イデタチ東京では起業・経営のアドバイスを受けたり、外部との打合せ、事務作業の場として使用している方が多いです。

Q：荒川区在住でなくても入居できますか？

A：入居可能です。遠方からイデタチ東京に通っている方もいます。ただし、開業、法人設立の登記は、イデタチ東京を所在地にさせていただく必要があります。

Q：「施設使用終了後も区内に事務所・店舗を構えると賃料の一部が補助される制度」は、具体的にどんな制度ですか？

A：イデタチ東京に概ね1年以上入居し、退去後も継続して荒川区内にオフィスや店舗を構えると、事務所等の賃料が上限月額5万円、最大3年間補助されます。※諸条件あり

Q：申込書の「事業計画書」が書けなくて困っています。

A：申請書や事業計画書の書き方が分からなければ、荒川区役所経営支援課までお問い合わせください。創業を目指す方の相談をお聞きする「創業相談員」が、計画書の書き方をご案内します。事業計画書の書き方については、イデタチ東京のインキュベーションマネージャーのアドバイスを受けることも可能です（イデタチ東京ホームページ「お問い合わせ」フォームからその旨、ご連絡ください）。

すべての項目が完璧に記入されていなくてもかまいません。皆様のやる気や熱意、ファッション関連業界で成功したい、夢をかなえたいという思いを伝えてください。

そのほかご不明な点は、下記までお問い合わせください。

イデタチ東京、募集要項・申込受付に関するお問い合わせ

「イデタチ東京」運営事務局 電子メール：info@idetachi.com

日暮里地域活性化施設・事業全般に関するお問い合わせ

荒川区役所 産業経済部 経営支援課 産業活性化係 担当：前田、砂川

TEL：03（3802）4807（直通） 電子メール：sogyoitshien@city.arakawa.lg.jp

